

## 感染症対策下における共用部屋利用に関する規則

### 1. 共用部屋利用が可能な団体及び学生等

#### (利用可能な団体)

共用部屋利用が可能な団体は学生会館連絡委員登録があり、4に定める活動計画書等が認められた団体に限る

#### (利用可能な学生等)

教養学部の指針に則り、東京大学の構成員のみとする

### 2. 共用部屋において認められない活動

#### (禁止する活動)

オンラインで可能なことを主目的とした活動は禁止とする

### 3. 活動可能な範囲

#### (活動可能な範囲)

利用可能な共用部屋は感染拡大の状況などから別途定める

### 4. 申請書・参加者リスト・活動計画書

#### (提出の義務)

共用部屋において活動する団体は学生会館運営委員会の定める申請書、参加者リスト、共用部屋における活動及び感染対策を記述した活動計画書を学生会館運営委員会に提出すること

#### (許可)

学生会館運営委員会は提出された活動計画書を教養学部の助言を受けて審査し許可不許可を決定する

### 5. 活動の停止

規則が守られていないなど利用状況により学生会館運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により学生会館委員会の決定で制限緩和を停止させることができる

## 感染症対策下における利用に関するガイドライン

### 1. 共用部屋及び部室における感染症対策

- ・ 間隔を 1m 以上とること
- ・ 必要最低限の人数で行う
- ・ 構成員同士の接触は避ける
- ・ 物品の共有は行わない
- ・ 可能な限りマスクの着用を行う
- ・ 食事を行わない
- ・ 共用部屋利用は午前の部・午後の部に分け、それぞれ一団体のみが使用できるようにし、不要な接触を防ぐ
- ・ 共用部屋の使用後はマニュアルに沿って消毒を行う
- ・ 30 分に一度は換気を行う
- ・ 手指用の消毒液に関しては各自用意する

11/10～の貸出対象の各部屋の面積と定員は以下のようになる。

場所	部屋名	大きさ	コロナ禍における定員
学生会館本館 2 階	215	6m×12m	8 名
学生会館新館 2 階	第 1 集会室	6m×12m	8 名
キャンパスプラザ A 棟 2 階	第 3 会議室	6m×12m	8 名
	第 4 会議室	6m×9.5m	7 名

### 2. その他の感染症対策

- ・ 利用の前後 1 週間は検温を行い記録する
- ・ 検温において「37.5 度以上が 1 日」又は「平熱より高い体温が 3 日以上続く」場合は参加しない
- ・ 保健所により濃厚接触者とされた者は陰性が確認されるまで参加しない
- ・ 健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない
- ・ 以上を確認するための健康管理者及び連絡系統を設置する

- ・感染者の行動追跡のために、場所ごとに貼られた二次元コードから利用した場所の時間を登録する
- ・基本的にはオンラインによる活動を推奨する
- ・各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守する
- ・東京大学の課外活動再開にむけての方針（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>）と教養学部長発表の課外活動再開にあたっての注意（[https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19\\_20200731.pdf](https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19_20200731.pdf)）を遵守する
- ・参加者全員がCOCOAをインストールする
- ・各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守する

## 消毒に関するマニュアル

### 消毒の方法

（エタノールの場合）

ペーパータオルなどに薬液を染み込ませて拭き、自然乾燥させる  
濡れている場合には水分を拭き取った後に行う

（次亜塩素酸ナトリウムの場合）

上に加えて、10分後に金属部分には水拭きを行う

（注意事項）

スプレーすることはウイルスを飛散させる、薬剤が体内に侵入する場合がありますので行わない

### 消毒を行う場所

- ・使用したもの（譜面台、椅子、机）
- ・電気のスイッチ
- ・窓の鍵
- ・ドアノブ
- ・よく手が触れる場所
- ・各団体特有の必要と考えられる場所

(注意事項)

ピアノ、電子オルガン、エレクトーンには消毒をしない

上の三点を使う際には利用前と後に手洗いと手指の消毒を行う